

各市町からのご意見等と
その対応の方向性について

平成25年5月27日

環境省

①指定廃棄物の早期処理の必要性について

【いただいたご意見】

- 県内のあちこちで一時保管されており、保管がひっ迫しているの
で、早期に最終処分場を整備し、処理を進めるべき。

【対応について】

- 5月14日に、各市町長の皆様に県内の現場を確認していただいた
とおり、指定廃棄物の保管状況がひっ迫しています。
- 有識者会議でも指摘されていますが、各地での一時保管は緊急
措置であり、廃棄物の腐敗のおそれや、放射線や放射性物質の
外部漏出に関する長期的な安全性を確保するため、最終処分
場の整備が必要です。
- 地元のご理解とご協力がなければ処分場の設置はできないこと
から、皆様のご意見をしっかりと受け止め、手順を踏んで着実に
前進できるよう取り組んでまいります。

②基本方針について

【いただいたご意見】

- 各県毎に最終処分場を整備する基本方針から見直し、県外で処理すべき。

【対応について】

- 栃木県では、指定廃棄物の保管がひっ迫しており、早急な処理が必要です。
- 各県で発生している指定廃棄物を他県に持ち込むことは難しく、処理の見通しが立たないことから、栃木県内において最終処分場を1箇所を集約して整備することが適当です。
- 特措法に基づく基本方針は見直しをせず、栃木県内において指定廃棄物の処理を進めていきますので、皆様にご理解とご協力をお願いいたします。

③地域振興策について

【いただいたご意見】

- 地域住民から理解が得られる場合においても、具体的な地域振興施策及び財政優遇措置についても、併せて提示すべき。
- 指定廃棄物最終処分場が設置された市町への地域活性化対策の支援をお願いします。

【対応について】

- いただいたご意見は真摯に受け止めます。
- 関係省庁とも連携して、政府全体としてしっかりと対応してまいります。
- 具体的な検討に当たっては、候補地が決まった段階で、地元のご意向をうかがい、それを反映できるよう努力してまいります。

④風評被害について

【いただいたご意見】

- 風評被害に対して具体的な対策を示すべき。
- 想定される風評被害に対する具体的な対応策を示すべき。

【対応について】

- 風評被害が発生しないようにすることが大事であり、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により、風評被害の未然防止に万全を尽くしてまいります。
- 今後、パンフレットの作成、環境省のホームページの充実等を展開してまいります。